

## 平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 7 回）議事録

1 日 時 平成 27 年 9 月 25 日（金）18：30～21：20

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，市川委員，岩館委員，川村委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木（清）委員，鈴木（直）委員，高羽委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，柴田委員，杉山委員，高橋（望）委員，高橋（秀）委員，高山委員，千葉委員，橋浦委員，橋本委員，早坂委員

※欠席：大坂委員，赤間（宏）委員，中嶋委員，赤間（俊）委員，菅原委員，畑中委員

[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，山田宮城総合支所保健福祉課長，阿部宮城野区障害高齢課長，佐藤若林区障害高齢課長，伊藤秋保総合支所保健福祉課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，遠藤主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事

ほか傍聴者 16 名

### 4 内 容

#### （1）開 会

#### （2）会長挨拶

会 長 皆さん、おばんでございます。

今日は、平成 27 年度第 7 回の施策推進協議会でございます。前回、中間素案についてご検討いただきましたが、それを修正した箇所もお示しし、その箇所についてご検討いただきながら、中間案をしっかりと作り上げるということが今日の大きな目標だと思います。

様々な障害者福祉の動き、国の動きも大事でございますが、やはりそれを身近な私たちの地域、仙台でどのように実現していくかというのは、この条例に係る役割がとても大きいことだと思います。そのようなことから、皆さん、本日の検討もよろしくお願いいたします。

以上でご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

#### （3）議事録署名人指名等

##### （1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より目黒委員の指名があり、承諾を得た。

(4) 議 事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

- (1) 前回協議会の意見等に関する振り返りについて
- (2) ココロン・カフェ☆スペシャルの実施について
- (3) 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方（中間案）について
- (4) 条例制定に関する意見募集について
- (5) その他

- (1) 前回協議会の意見等に関する振り返りについて
- (2) ココロン・カフェ☆スペシャルの実施について
- (3) 障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方（中間案）について
- (4) 条例制定に関する意見募集について

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開といたします。

それでは、お手元の次第の 4 番、議事に入ります。

さて、本日の議論の進め方について、最初にお話しさせていただきます。議事はその他を含めて 5 つございます。今回は特に、先ほども挨拶で申し述べさせていただきましたが、(3)障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方（中間案）について議論を進めたいと考えております。

最初に(1)の「前回協議会の意見等に関する振り返りについて」から、(4)の「条例制定に関する意見募集について」までを事務局から続けて説明していただき、その後(3)の中間案の議論に移ります。休憩につきましては、進行状況によって多少前後することもあるかと思いますが、19 時 30 分から 10 分間を予定しております。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、ぜひ円滑な議論の進行にご協力いただければと思います。

それでは、早速(1)から(4)の条例制定に関する意見募集についてまで、まずは事務局より続けて説明願います。

事 務 局  
(高橋課長)

皆さん、こんばんは。障害企画課の高橋でございます。

それでは、議事の(1)前回協議会の意見等に関する振り返りについてからご説明いたします。資料 1 をご覧ください。

まず、1 番の「ココロン・カフェ☆スペシャルについて」ですが、テーマがわかりにくいというご意見や、パネリストの人数に関するご意見をご頂戴いたしました。テーマにつきましては、事務局で検討をし直しましたので、後ほどご説明をさせて

いただきます。

次に、中間素案についてのご意見でございます。前回は中間素案の「市、事業者、市民の責務や役割」のところから後の部分についてご意見をいただきました。

まず、「市、事業者、市民の責務や役割」につきましては、市の役割に関することや、その並び順、それから建設的な対話という言葉についてご意見をいただきました。

それから、「不当な差別的取扱いの禁止等」のところでは、教育分野、それから雇用する事業者に関する事などについてご意見をいただきました。

2 ページに移っていただきまして、「合理的配慮の提供」のところでは、過重な負担の判断基準について、それから事業者に提供の義務を課すことについて、改めてご意見を頂戴したところです。

それから 3 ページ、「基本的施策」につきましては、コミュニケーション支援について、もっとほかの書き方をしたほうがわかりやすいのではないかというご意見をいただきました。

それから、「差別に関する相談等」のところでは、相談についてもっと踏み込んだ書き方をしたほうがいいのではないかというご意見や、調整機関のあり方についてご意見をいただいたところです。

そのほか、条例の見直し条項を決めるべきではないかということについてご意見をいただいております。詳しくはまた後でご説明します。

次に、(2) のココロン・カフェ☆スペシャルでございます。資料 4 をご覧いただきたいと思っております。

前回は、先ほどもご説明したとおり、テーマについていろいろ意見をいただきました。再度、事務局で検討いたしまして、3 にありますように、「一緒に考えよう！～障害による差別解消のために私ができること～」というテーマにいたしました。

パネリストにつきましては、一部決まっていない方がいらっしゃいますが、今のところ資料にお示ししている方々にご登壇いただけることになっております。

次に、(3) の障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方（中間案）についてです。協議会の中間案につきまして、第 5 回、それから第 6 回の協議会でいただいたご意見や、協議会の後にお送りいただきましたご意見について、どのように反映させたかをまとめたものが参考資料 1 になりますので、参考資料 1 と資料 2 をあわせてご覧いただきたいと思っております。

それでは、最初に前文のところから見ていきます。

最初のところの「歴史的背景やこれまでの」というところについては、事務局のほうで文章を見直しして修正させていただきました。このまま「歴史的背景」と書いて、一般的な仙台市の歴史的背景といったことと誤解されることのないように、ここについては文言の削除をしました。それから、「これまで」というところと「前文において」というところについても、文言の整理をしました。これは、ほかの項目のところでは何々についてというものが入っていないので、それと合わせました。

それから、盛り込むべき内容のところ、「市民性、」と入っておりましたが、ここはいわゆる仙台市の市民性ということと誤解されることのないように文言を整理しまして、仙台市の福祉のまちづくりに関する歴史や取り組みであるということがわかるような書き方にいたしました。

それから、「差別の現状」のところについては、歴史的背景があってもいいのではないかといったご意見や、虐待の背景として差別が要因として考えられることを触れてほしいといったご意見を頂戴していたところですが、ここについても先ほども言いました「差別に関するこれまでの経緯や現状」という書き方で、一言、歴史的背景についても書くような形で整理をしました。

また、虐待という言葉は項目にも入っていないのですが、盛り込む方向で検討したいと考えております。

それから、「目的」のところについてですが、ここについては、差別をなくすためには二つの大きな段階があり、まずは差別を禁止すること。それから、心の問題として偏見をなくすことなので、ぜひ偏見という言葉を入れてほしいというご意見を頂戴しております。偏見ということについては、基本理念のところには偏見という言葉が出てきますので、こちらのほうには触れない形で整理いたしました。

次に、3「定義」のところでございます。「合理的配慮」についてですが、負担が過重でない場合の判断基準を追記したらいいのではないかというご意見をいただいたところですが、ここについては、判断基準といっても明確なものがまだ示されていない状況で、今後、国や本市において事例の集積を踏まえながら整理していくべきものということなので、ここの中に入れられないような形で整理してみました。

それから、3つ目の丸の「不当な差別的取扱い」のところでは文言の整理をさせていただきました。また、「障害者でない人」というところを「以外の人」という書き方にしました。

それから、「合理的配慮」のところでございますが、ここも誤字などがございましたので、そこを整理させていただきました。

次に、29ページ、4「基本理念」のところでございます。基本理念の番号下の文書のところに、「次のとおり」と書いてあったところを、「以下のとおり」と統一した文言で整理をさせていただきました。

それから、「基本理念」の一番上のところですが、「障害者と障害者でない人」という書き方について整理をしたらいいのではないかというようなご意見を複数いただきました。それから、「全ての人々」という書き方を基本法でしているので、そのような書き方にはどうかというご意見を頂戴いたしました。それで、「全ての障害者が、障害者以外の人と等しく」というところと、またその2行目の「尊厳が重んぜられ」を、「尊厳が尊重され、それにふさわしい」という書き方で整理いたしました。

次の丸のところでは、ここは事務局のほうで「障害者と障害者でない人」というところを整理していく過程で、4つ目と3つ目を統合するような書き方をしており

ます。4つ目の丸のところにはもともと「障害者と障害者でない人とが相互理解を促進していくことが大切である」と書いておりました。このままですと、障害のある人と障害のない人が理解をするというような表現にとどまっていますが、実際は障害がある人同士の中でもそのようなことがあります。その辺を考慮し、「相互理解」というよりは、障害理解をきちんと進めていくというような書き方をしたほうが適切なのではないかと考えましたので、4つ目の丸を3つ目の丸のところに統合し、「障害を理由とする差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることから、障害者が地域で安心して暮らし続けていけるよう、全ての市民が障害についての知識及び理解を深める必要があること」といたしました。

それから、「障害のある女性が」というところの項目についてです。ここの障害者への配慮というところについてですが、後ろのところでもまた「適切な配慮」という言葉が出てきて、言葉が配慮、配慮と重なりますので、その辺を整理をさせていただきました。

それから、何々するべきであるといったような表現についても、ここも修正したほうがいいのではないかというご意見を頂戴しておりましたので、ご意見を踏まえて修正をさせていただきました。

それから、5「市、事業者、市民の責務や役割」についてですが、前文としては「次のとおり」を「以下のとおり」ということで整理いたしました。

それから、「市、事業者、市民の責務や役割」について、それぞれの関係性がわかるような表現にしたほうがいいのではないかという意見を頂戴しておりましたが、市の役割のところ「事業者及び市民が障害及び障害者に対する理解を深め」という言葉を挿入することで、わかりやすく整理をしました。

それから、もう一つご意見として、市の役割として施策を計画的に実施するだけでなく、指導や監督の役割が必要ではないか。市民に対する情報周知も書いてほしい。事業者のところでは、「建設的対話」ではなく「情報共有」のほうがふさわしいのではないかというご意見を頂戴しています。「建設的な対話」について違和感を感じるということについては、市川委員からのご意見であったと思います。

指導や監督のところにつきましては、ここは障害者総合支援法などの個別法に基づいて実施することですので、この条例においては盛り込まないということで整理をしました。

それから、市の役割の中で、情報周知ということを入れてほしいというところですが、この障害に対する理解の促進のところには、その情報周知といった意味も含まれておりますので、ここでは改めてそのことについて盛り込まないということで整理しました。

それから、「建設的な対話」という文言に違和感を感じるというところについては、次の項目も含めて、「相互理解に向けた対話を行いながら」といった形で直してみました。

次に 30 ページに移りまして、6「不当な差別的取扱いの禁止等」のところでごさ

います。

選挙と災害対応について、分野として必要ではないかというご意見を頂戴しました。これについては中間報告でも記載いたしましたが、まず選挙については個別法で規定されているということ、それから、災害対応については基本理念のところに盛り込んでいますので、改めてこの項目には盛り込まないということにいたしました。

それから、「他の者とは異なる取扱いをすること」という記載を入れてほしいというご意見をいただきましたが、「他の者とは異なる取扱いをすること」を具体的に言うと、ここの項目に出てきます「拒否、制限、条件をつけること」ということであり、そうすると、重複いたしますので、盛り込まないということではないかと考えました。

それから、他の者との差別の状況を解消するための積極的改善措置は差別的取扱いではない旨の記載を入れてはどうかというご意見についてですが、不当な差別的取扱いに該当する行為に、「他の者と異なる取扱い」ということを入れていないので、それに関連する積極的改善措置については、差別的取扱いではないという記載は必要ではないのではないかと考え、このままにしております。

それから、教育のところ、障害者の中には障害児も含まれているということ付記する必要があるのではないかとご意見につきましては、障害者の定義のところ、障害者と障害児を区別しておりませんので、付記はしないということにいたしました。

それから、就学免除の件につきましても、これは前回、現状について赤間委員からご説明がありましたので、ここについては盛り込まないという整理をしております。

それから、「不当な差別的取扱いの禁止」という丸の次のところに、「正当な理由なく」と追加しております。ここは定義のところで書いてはあるのですが、よりわかりやすくなるよう追加をしました。

それから、福祉サービスと医療のところ、「強制する行為」「隔離する行為」と書いてあるところについては、他の項目と表現を合わせまして、「強制すること」「隔離すること」としました。

それから、「情報の提供・受領又は意思表示を受ける場合」のところでございます。障害者から情報の提供を受けるときという項目を削除しているのですが、ここは意思表示を受ける場合と情報の受領という文言の意味が重複するというので、整理させていただきました。

次に、31 ページ、参考資料のほうも 4 ページをご覧いただきたいと思います。

一番上のところの、障害者を雇用する場合の事業者の義務と申しますか、取り組むべきことについて書いてあるところについて、生活相談員の配置や、相談支援の体制をとることを書いてほしいといったご意見がございました。ここにつきましては、障害者雇用促進法の関係法令において規定されていることや、具体的な運用に

関してのことなので、ここには書かないということで整理をいたしました。

それから、「ならないこと。」と書いてあるところについては、ほかの項目と合わせて文言の整理をいたしました。

次に、「合理的配慮の提供」のところでございます。ここも一番最初の「次のとおり」を「以下のとおり」ということで統一いたしました。

それから、箱の中の一番上のところ、「現に」というところ、脱字でございましたので修正いたしました。

それから、2行目のところ、「必要かつ合理的な配慮」という書き方ですが、ここは定義のところと整合性を図るために、「合理的配慮を提供」ということで整理をいたしました。

それから、丸の2つ目のところ。「ただし、6の不当な差別的取扱いの禁止等における障害者を雇用する場合を除く」という文言を加えておりますが、ここは雇用している事業者は合理的配慮の提供が義務になるので、その部分をわかりやすく追記したほうがいいのではないかというご意見に応え、このような形で追記いたしました。

32ページ、基本的な施策でございます。

ここも「次のとおり」というところを「以下のとおり定める」ということで整理をしました。

それから、2番目の丸に「交流の推進」ということで、1つ独立して書いていたのですが、これも先ほどの基本理念と同じような形で、「障害者と障害者でない人が相互理解を深める」というのは、何かどうも違うというか、障害のある人同士も理解を深めなければいけない部分があると考えます。そうするとこの項目をどう整理したらいいかですが、結局は啓発活動の手法というか、障害理解を進めるために交流するということになるので、上と統合したほうがわかりやすくなるのではないかと考え、「啓発活動及び交流の推進」とまとめまして、この項目を「市民の基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、障害への理解の不足から生じる社会的障壁を解消するため、啓発活動及び障害者と障害者以外の人等との交流の機会の提供その他の必要な取り組みを行う」という形で整理しました。

それから、次の「コミュニケーション支援」のところは、上から丸4つ目のところ、ここは情報コミュニケーション支援や、意思疎通支援といった書き方のほうが的確に意味をあらわせるのではないかといったご意見を頂戴しましたので、そのような形で直しました。

それから、最後の「政策形成過程」のところは、他の項目と語尾を合わせたものでございます。

それから 33 ページ、最後のページになります。「差別に関する相談等」のところは、1行目で「障害者、その家族、」としておりますが、「その」という文言を入れて、家族というのは障害者の家族であるということがわかるように文言の整理をいたしました。

それから、「次のとおり」となっているところも、他のところと同じように「以下のとおり」ということで整理をいたしました。

それから、相談のところで、調整機関は申し立てに対する助言や支援といったことをするべきではないかというようなご意見をいただきました。一番右側の枠の中に書いてありますとおり、基本理念に掲げた障害者の人権を尊重した調整等であることが前提であるというのはそのとおりでございます。その上で、調整機関に求められるのは、事実関係の調査や助言などを中立の立場で行うことと考えているところでございます。なお、ご意見の趣旨を踏まえまして、調整機関への申し立てへの支援については、相談のところに改めて追加をさせていただきました。

それから、市長が勧告・公表する場合の手順をわかりやすく記載してはどうかというご意見をいただきました。ここにつきましては、調整機関の設置のところの 4 つ目の丸、それから勧告・公表のところですが、それぞれ「調整機関は、助言又はあっせんの結果、必要があると認めるときは、市長に対して必要な措置を講じるべきことを勧告するよう求めることができる。」というものと、「市長は公表しようとするときは、当該公表に係る者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。」というところを追加しました。

中間素案に対するご意見につきましては、あらかじめいただいたご意見についてはなるべく、間に合うものについては盛り込むようにしたのですが、今日、机上で配布している杉山委員からのご意見については、余り盛り込み切れていないものがございますので、検討のときにはあわせてご意見いただければと思います。この相談のところでは、もっと具体的に踏み込んで書くべきではないかというご意見をいただいているところでございます。

それから、参考資料 1 の最後のページでございます。条例の見直しについて、モニタリングをしながら必要性を判断するということだが、市民協働の条例は 15 年も見直しされなかつたので、ぜひ見直し規定を入れてほしいというご意見については、紙でも杉山委員からいただいているところですが、前回の協議会でもご説明をしたところでもあり、差別解消については 3 年といった期間で成果があらわれにくい分野でありますので、中間案の中に一定の時期を想定した見直し規定を盛り込むというのは難しいのではないかと考えているところでございます。また、障害者施策推進協議会でのモニタリングを踏まえまして、必要な時期に見直すことは、規定がなくても可能であると考えているところでございます。

それから、今回は漢字に振り仮名をつけることは考えていますかといったようなご質問がございましたが、ルビつきの中間案につきましては、今後対応する予定で考えております。

それから、ここに今載っていないものとして、杉山委員から文書で、条例の名称や障害の表記についてご意見を頂戴しております。それから、新しい項目になりますが、社会的障壁除去について補助制度を考えてといったようなご意見も頂戴しているところでございます。



中間案についての説明は以上でございますが、次に（４）の条例制定に関する意見募集についてでございます。資料 3 をご覧いただきたいと思っております。

中間案につきましては、２番に書いてありますとおり、平成 27 年 10 月中旬から 11 月中旬まで 1 カ月、パブリックコメントを募集する予定で今考えております。提出の方法としては郵送、ファクシミリ、Eメールでお送りいただくということでございます。

それから、それとあわせて、条例についての説明会を各区において開催することを考えております。そこでは、中間案の概要のほか、これまでの検討状況などについて説明をさせていただきます。手話通訳、要約筆記、それから希望者への託児をつける予定で準備を進めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただいま次第の（１）から（４）の条例制定に関する意見募集についてまで、事務局から説明いただきました。

今日の進め方ということで、先に申し上げましたように、初めに（３）の「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方（中間案）」についての協議をさせていただきたいと思っております。

本日は、資料 2 の前文から始めたいと思っております。先ほど事務局から説明がありましたが、委員の皆様からは、前回までの協議を踏まえて修正が行われた箇所などを中心にご意見をお願いできればと考えております。

また、ご発言の際には、先ほど事務局から冒頭に説明のありました発言の際にご留意いただきたい点にご配慮いただきますようお願いいたします。

では、進め方ですが、９までありますので、それぞれ順次皆様のご意見を伺いたいと思っております。

では早速ですが、はじめに前文について、委員の皆様からご意見などございますでしょうか。はい、白江委員、お願いいたします。

白江委員 白江です。

「歴史的背景」云々というのは、私がこの場で発言させていただいたところなのですが、差別に関するこれまでの経緯というところに入るだろうということの説明について、それはそれでそうなのかなとは思いつつも、意見を出したときに詳しくお話ししなかったのが、少し補足させていただきます。前文について、私はどうしても入れなければならない点が 2 点あるのではないかと考えております。１つは、なぜこの差別条例、禁止条例が必要なのか、なぜつくらなければいけないのかということ。それからもう一つは、では、これからどうしていくんだということ。条例をつくり、どのような仙台市をつくっていくのかということがうたわれているべきではないかと考えます。この 2 点が必要だと思っています。

前者の部分で言うと、これまで生存権さえ奪われてきた時代があり、尊厳を奪わ

れ、自立も奪われ、そして保護政策があり、社会参加があつて、ともに生きる、共生社会に向けてという、そのような歴史的背景があつて今日に至つたというところがないと、差別禁止が必要になつたという経緯がよくわからないのではないかと、ここで申し上げたわけです。その辺を踏まえて、思いを込めたところが必要ではないかというところだけ少し補足させていただきます。実際に文書化されたときにどのような形になるのかは、見てみないとわかりませんが、ぜひその点だけよろしくをお願いします。

そして、仙台市は生活圏拡張運動、まちづくり運動について、全国的に先駆的な取り組みをしてきたわけですので、ここにも書かれていますが、そこもやはり考慮していただきたいと思っております。以上です。

会 長 白江委員、ありがとうございました。

ほかの委員の皆様から何か、この前文のところでご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいま白江委員からご意見が出たことに関し、今、事務局からなにかありますか。——では、後からコメントいただきます。大事なご意見をいただきました。

今日は9つありますので、まずは進めさせていただいて、後からまた全体を振り返るということで進めさせていただきます。

何度も繰り返しますが、発言の前には所属、名前を言っていただいて、それから最後に「以上」とつけていただきたいと思います。

では、2の目的に移ります。委員の皆様のご意見、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、また9まで行ってから、もう一度ということもあり得るということで、進めさせていただいてよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

では、次は3の定義についてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい。中村晴美委員、お願いいたします。

中村（晴） 一番最初の丸の「障害者とは」のところについて、身体、知的、精神とありますが、このほか国の指定する難病の患者も必要ではないかと思います。以上です。

会 長 難病の患者さんということも明記すべきではないかというご意見ですが、委員の皆様、いかがでしょうか。はい、白江委員、お願いします。

白江委員 心身の機能の障害というところで読みかえると国のほうでは整理されていますが、難病という言葉が入ること自体は賛成です。しかし、国の指定というのは逆に外していただきたい。指定難病とそうではない難病との違いがありますので、その整理はしていただいたほうがいいのかと思っております。難病なら難病とし、指定という言葉を使わないでいただきたいということです。以上です。

会 長 ありがとうございます。国の指定ということになると、障害福祉であれば 332、また医療の助成であれば 300 以上と指定がされていますが、難病というのはもっと広い範囲だというご意見ですね。ありがとうございます。

そのほかご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは中村晴美委員、それから事務局とお願いします。

中村（晴） わらしべ舎の中村と申します。

委 員 28 ページの丸の二つ目の 2 行目について、私自身が理解できていないのですが、「社会における事物」ということはどのようなこと、何を指しているのかがわかりませんので確認したいです。

それから、その下の丸の 2 行目についてですが、「サービスや各種機会の提供を拒否又は制限し」のほうがわかりやすいのではないかと思います。以上です。

会 長 事務局から手が挙がりましたので、事務局、お願いいたします。

事 務 局 まず、難病のところですが、これは最初に事務局で案をつくるときは入れてみたのですが、そうすると、では高次脳機能障害はどうかなど、いろいろなものが出てきてしまい、あれもこれも書き込まなければならないということになってしまふのではないのかと考えました。また、このように法律に沿った形で書いたほうが、結果的には幅広くいろいろなものを受けとめられます。先ほども白江委員から指定難病ではなく難病でといったご意見がありましたが、そのように言葉の吟味や定義などをしなければならなくなってくるので、今の書き方のほうが、より広く受けとめられるのではないかと考えております。

それから、「社会的障壁」のところですが、社会における「事物」とは具体的には何かということについて、これは基本法や解消法から引っ張ってきているものでして、さまざまな事柄や物のことです。これはそのまま、法にも書いてある定義をしたほうがいいと思います。

それから、「提供を拒否し又は制限」というところを、「拒否又は制限し」としたほうがわかりやすいのではないかというご意見についてですが、ここは中村晴美委員のご意見を踏まえ、また事務局でも書き直して、わかりやすい表現に修正したいと思います。以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございます。中村晴美委員、よろしいでしょうか。

中村（晴） はい。

委 員

会 長 ありがとうございます。

そのほか、この定義について、中村晴美委員とはまた違うご意見などございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、また全体を見渡した上で戻るということも考えながら、先に進ませていただきたいと思います。

次は、4 の基本理念についてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、久保野委員、お願いします。

久保野  
委員

東北大学の久保野でございます。

1 つ目の丸についての意見です。私自身は前回、前々回とお休みをいただいたのですが、前々回の議論を拝見しますと、「障害者と障害者でない人」という区別につながるような書き方に対する問題提起や、「全ての人々」としてはどうかという議論があったと確認できます。この点、法律を参照してこの表現ができているようですが、結論としましては、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、基本的な人権を享有又は個人として尊重される」という障害者基本法の表現をとることを考えられないだろうかという意見です。今の原案は障害者差別解消法の表現に倣っているように拝見していますが、前々回の議論にありました「障害者と障害者でない人」という表現を避け、「全ての人々」という文言にしてはどうかという意見に私自身は賛成でございます。障害者基本法の表現をとってはどうかという意見です。以上です。

会 長

はい、久保野委員、ありがとうございました。

ほかに皆さん基本理念について、ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、事務局、お願いします。

事務局  
(高橋課長)

障害企画課、高橋です。

「全ての市民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する」、第 1 条の書き方ということですね。はい、わかりました。

会 長

そのことは事務局、検討するということでよろしいですね。ありがとうございます。

基本理念についての議論でございます。前回、前々回の検討を踏まえて直した箇所がここに書いてありますが、それを中心にということで、皆様からご意見などいただければと思います。いかがでしょうか。はい、諸橋委員、お願いします。

諸橋委員

やまとみらい福祉会の諸橋です。

下から 2 つ目の丸のところに、障害のある女性に対する差別や児童の差別というものがありますが、これらはそれぞれ別に書いたほうがいいのではないかと思います。

す。女性であることで受けやすい差別と障害者であることに関する差別という、つまり女性の複合的な差別ということと、障害を持って生まれた子どもに対する社会的な偏見や、親も含めて持ってしまうような差別化などといった、障害のある児童に対する差別について、これらは別個に取り上げて書いたほうがいいのかと思いました。

会 長 はい、ありがとうございます。

女性と児童に関する記載は別文章にしたほうがいいのかということですね。そのことも含めて、ほかに委員の皆様から基本理念について何かございますでしょうか。はい、杉山委員、お願いします。

杉山委員 条例の会の杉山です。

基本理念の中で、障害者と障害者でない人と書いているところがあったり、また、3番目の丸のところには全ての市民と書いてあったりということで、この書き方に何か違いがあるのでしょうか。その辺がややこしくなっているのかなと思っています。

会 長 はい、ありがとうございます。

表記についてのご意見をいただきました。では、基本理念については、今ご意見をいただいたということで、これらのご意見について、確認等も含めて事務局からお願いします。

事務局 (高橋課長) 文言の整理が必要なところもあると思いますので、ご意見の趣旨を踏まえて、事務局で会長、副会長とも相談しながら、整理させていただきたいと思います。

会 長 では、委員の皆様からのご指摘を踏まえて、検討をさらに進めるということでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、必要な場合はまた元に戻るということで進ませていただきたいと思います。次に、5「市、事業者、市民の責務や役割」について、委員の皆様からご意見等ありましたらいただきたいと思います。また、ご所属、お名前を言っていただいて、最後に以上とさせていただきたいと思えますし、さらに通訳の作業には時間がかかることから、なるべくゆっくりお話ししていただければと思います。

では、委員の皆様、5番についていかがでしょうか。はい、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 株式会社ジョイヤの桔梗です。

5番の「市」の責務や役割のところについて、先日お話をしましたことが意見等として盛り込まれていて、その反映として、障害者総合支援法などの個別法に基づ

いて実施することなので盛り込まないとありますが、法律のほうが条例より階層的に上で、違いがあるから書かないということではなく、法律でそのようなことをうたってはいるが、あえて条例でも、市の役割として指導や監督の役割という言葉を入れるということを提案したいと思います。前回は提案させていただき、反映についてご回答を事務局からいただいておりますが、盛り込まないということになったので、再度提案させていただきます。

会 長 はい、ありがとうございます。  
委員の皆様、ほかに「市、事業者、市民の責務や役割」についてご意見などございませんでしょうか。  
では、桔梗委員からの確認、意見について事務局からお願いします。

事務局 (高橋課長) 障害企画課の高橋です。  
これは、法令のつくり方として、もし「指導、監督」と入れるとすると、何を指導、監督するのかということを書かなくてはいけなくなるのではないかと思いますので、書かなくてもいいのではないかとということで整理をしたものでございます。

会 長 桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 桔梗です。  
この文言の最初のところに、「共生社会の実現のために必要な施策を計画的に実施すること」とありますが、私は共生社会の実現のために必要な施策を計画するだけにとどまらず、それら施策に対する指導と監督という意味でご提案をさせていただいております。施策の計画だけではなく、計画及び指導、監督と提案したつもりでございます。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (村上部長) 事務局の村上です。  
桔梗委員のお話、趣旨は十分理解するところですが、市の責務として、まさに基本理念に基づいたものを実施していくということになりますので、具体的に指導、監督という文言が、このところになじむかどうかということについては、事務局のほうで会長、副会長も含めて検討させていただきたいと思います。結果的にはその形になるかどうかについては、趣旨が生かせる形にはしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

会 長 はい、ありがとうございます。桔梗委員、いかがでしょうか。

桔梗委員

桔梗です。

先ほどもお話をしましたが、法律の縛りというか、法律にも実施することというように書いてあるということで、今日は法律の資料を持ってないので具体的にどのような条文になっているのか確認できないのですが、やはり行政の責務としては、施策を計画して実施することだけではなく、ここはあえて指導、監督ということも書いたほうが良いと思いましたので、どうぞよろしく願いいたします。

会 長

では、検討するということであります。その法律というのは、障害者総合支援法のことをおっしゃいましたでしょうか。

桔梗委員

参考資料 1 の 2 ページに書かれています。先日この件について私が提案した事項についての中間案への反映等というところで、指導や監督については、障害者総合支援法など個別法に基づいて実施することなので盛り込まないというコメントがありましたので、それに対して意見を述べさせていただきました。

会 長

ありがとうございます。はい、事務局お願いします。

事務局  
(高橋課長)

障害企画課、高橋です。

桔梗委員の趣旨を入れるとすると、各種法令に基づいて指導、監督というような書き方をするといいのかどうかということなのですが、それで大丈夫なのかということを検討させていただきたいと思います。

会 長

はい、ありがとうございます。桔梗委員からのご意見の趣旨を踏まえて、検討するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、5の「市、事業者、市民の責務や役割」について、そのほか委員の皆様からの意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次は休憩を挟んで6になるわけですが、まずは9まで進め、また後で全体的な意見ということもお伺いするということで、5についてはひとまず終わらせていただきます。

それでは、ただ今の時間は 19 時 33 分ですので、10 分間の休憩ということで 19 時 43 分まで休憩に入ります。では、19 時 43 分から、「不当な差別的取扱いの禁止等」についてから議論を再開いたします。よろしくをお願いします。

（休憩 10 分）

会 長

では、再開させていただきます。

次は、6の「不当な差別的取扱いの禁止等」についてご意見をいただきたいと思っています。また、繰り返しですが、ご発言の際には留意いただきたい点について、ご配慮をお願いいたします。

それから、まず発言の際には、その趣旨を先に言っていただいて、それからお話しただけよう、なるべく努めていただければと思います。また、通訳の方が本当に大変だと思いますので、少しゆっくり目にお話しただければと思います。

では、6の「不当な差別的取扱いの禁止等」について、30ページになります。皆さん、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。杉山委員、お願いします。

杉山委員 条例の会の杉山です。

6「不当な差別的取扱い」の「教育を行う場合」と書いているところについての意見です。ここの2番目に「障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学する学校を決定すること」と書いてあるのですが、やはり保護者などが言いづらいことなどを考えると、この文言では少し弱過ぎるかと思います。

会 長 そうすると、例えばどのようにしたら良いと思われませんか。

杉山委員 これは捉え方によっては、説明さえすれば、例えば支援学校に入らなくてもいいなどというようにもとれるので、もっと文言を変えるべきかと思いました。

会 長 はい、ありがとうございます。表現上のことで、うまく説明すればいいやというように捉えられないかという趣旨のご意見だと思います。これについても後から事務局から説明いただきます。

そのほか、ご意見等ございますでしょうか。はい、岩館委員、お願いします。

岩館委員 国見台病院の岩館です。

「医療を提供する場合」の下のほうに「隔離すること」と書いてありますが、これについて意見です。我々の業界では鍵のかかる個室に隔離することを「隔離」と言っております。しかし実際は、例えば鍵のかかる病棟に入ることですので、「隔離」と言ってしまうと、少し限定されてしまいます。「行動制限という言葉がありますので、もう少し広い意味として、「自由な行動を制限すること」というように直したほうがいいのではないかと思います。

会 長 はい、ありがとうございます。皆さんからご意見をいただいた上で、後で事務局からお話ししてもらいます。

はい、諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 私も幾つかあるのですが、全体のトーンとして、もう少し障害者の持つ権利の保障のことを出してもらいたいという気がいたします。

私が感じたところは、「福祉サービスを提供する場合」について、前々回、虐待の



こともぜひ入れてほしいという話をさせていただきました。ここに「福祉サービスの提供を拒否、制限、又はこれに条件を付けること」とありますが、虐待をストレートに入れるかどうかは別として、例えば本人が望む必要な支援がなされていない現状があるのではないかと思いますので、そのことをきちんと入れていただきたいと思います。

それから、先程、岩館委員からのお話もありましたが、医療にも治療を受ける権利というものがあると思うのです。それに対して、不適切な治療がされているという場合に、それをやめなさいということについてだと思のですが、障害者が希望しない長期間の入院や、治療に結びつかない長期間の入院などはやめましょうということになっているわけですので、そのような表現のほうが適切なのではないかと思います。

それから、先ほど教育のお話が出ましたが、これについては、まず書き順序として「就学する学校を選択するに当たって、障害者若しくは保護者の同意を得ることなく一方的に決められてしまう」としたほうがわかりやすい気もするのですが、このようなことに反対する運動が全国的にもずっと続いてきたわけであり、最近ではかなりインクルーシブ教育ということになってきたのかもしれないですが、それでも例えば仙台は障害児の教育に関する様々な会など、いろいろと障害児の教育を保障していきましょうという動きがあるので、ぜひ何かそのような書き方をしてもらおうと、私としてはすっきりするというか、意味が出てくると思いました。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。  
ただいま 3 人の方からご意見いただきました。はい。白江委員、お願いします。

白江委員 白江です。2 点あります。  
1 点は、労働雇用のことが抜けているのは、障害者雇用促進法で禁止をうたっているからかと思うのですが……。

事務局  
(高橋課長)  
会 長 あります。  
31 ページ、次のページです。

白江委員 失礼しました。申しわけありません。  
では、もう 1 点、意思表示のところについてです。情報提供と一緒にしているのですが、これは非常に重要な部分であり、意味合いもだいぶ違ってきますので、ぜひ分けて書いていただきたいと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。

市川委員、お願いします。

市川委員

共生福祉会の市川でございます。

前回、私がお話しした、他の者とは異なる取扱いをすることというところについて、今回のご説明は「拒否、制限、条件をつけること」と同じことであり、その中に含まれていると書いてあるのですが、国のガイドラインを読むと、福祉事業者や医療事業者に対するガイドラインについては、そのことが単独で出てきています。ですから、必ずしも「拒否、制限、条件をつけること」と重複していない「他の者とは異なる取扱い」というものはあるのではないかと推測されるといいますか、法律的なことを見るとあります。それとこの「福祉サービスの提供をする場合」の 2 つ目のところの「入所施設における生活を強制すること」などについて、福祉事業者向けの中にそれらしいことが一応書いてあります。他の者とは異なる取扱いだと書いてある。ですから、全部が全部、この 3 つの条件の中に含まれているというわけではないと思いますので、もう一度検討をお願いします。

会 長

はい、ありがとうございます。

5 人の委員の方からご意見いただきました。橋浦委員、お願いします。

橋浦委員

みやぎ脳外傷友の会の橋浦でございます。

私は当事者でございます。今のお話の中で、どこまでがサービスでどこまでが配慮なのかということについて、少し話が戻るかもしれないのですが、例えば今、実際に私自身が感じることでしまして、相手に電話を取り次いただけでも何となく嫌な顔をされたり、そっけない態度で「はい、はい」と言われたり、「昨日さ」とか「今度の日曜日さ」といったような、休憩時間やちょっとした合間にする潤滑油的な世間話などになかなか加われないというようなことを感じております。

それも少し思い込みなのかなと思うこともあるのですが、私 8 年前までは逆に 30 年近く健常者として働いており、そのときは、うまく自然に交ざっていたり、自分が余り気が乗らないときは距離を置いたり、割とそういう中でやってきました。しかし今は明らかに、そのときには余り感じたことのない、自分では交ざりたいけれども交ざれないとか、嫌な顔されているというようなことを感じます。

それが差別なのか配慮なのかというと、自分自身でも線が引けないのが事実です。ですから、禁止というところで、どこまで条例が適用されるのかというところで、きっちりと 10 キロオーバー、20 キロオーバーというように線を引けないところがどうしてもあるのだと思いますが、その辺について、今この条例に期待している部分もあり、どのような形になっていくのかというところを、もう少し検討いただければと思います。以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。

では、これまで6人の方からご意見いただいたところでございます。文言についてのこと、また、さらなる検討が必要ではないかということも含めてでございますが、今までの6人の方のご意見について、事務局から確認またはご意見に対する対応などございましたら、いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

事務局  
(高橋課長)

障害企画課、高橋です。

杉山委員のおっしゃった教育のところの文言が弱いのではないかというご意見については、具体的にどのようにしたらいいのかわからないのですが、ただ、意見を聞かず、意思を尊重せずに、説明を行わないで決定するのはだめだという書き方なので、決して説明を行えばOKということではないのではないかと思います。

それから、岩館委員からの自由な行動を制限することというほうがいいのではないかというご意見については、お話のとおりと思ったところです。

それから、諸橋委員のおっしゃったところは、具体的にどのようにしたらいいのかが、正直よくわからないと思えました。おっしゃりたいことはわかるのですが、文章で書く場合に、具体的にどのような表現になるといいのか。全体的なバランスで見た場合など、少し難しいなと思えました。

それから、治療に結びつかない入院というのは、書くのが非常に難しいと思えます。実際にそのようなことがあることを前提に条例の中に書き込むのは非常に難しいと思えます。実態として、そのような状況もあるのかもしれないというのは理解できるのですが、具体的に条文の中に盛り込むとなったときにどうなるのでしょうか。少し難しいなと思えます。

それから、白江委員がおっしゃったところについては、おっしゃったような形で整理をしてみたいと思えます。

それから、市川委員の「拒否、制限、又はこれに条件を付けることなど、他の者とは異なる取扱いをする」という書き方をすると、おっしゃっている趣旨が反映できるかと思えます。ここの表現方法については、検討させていただきたいと思えます。

橋浦委員からのご意見については、条例に対する思いというところで受けとめさせていただきます。

会長

では、まず最初に先ほどご意見をいただいた6人の方からということで、何かありますでしょうか。その後にもたほかの委員の方からご意見をいただきます。はい、杉山委員、お願いします。

杉山委員

条例の会の杉山です。

私も教育のところでは先ほど発言しましたが、これについて具体的にどのように書くかという点については、私もいい言葉が浮かばないのですが、もう一つ確認したいことがあります。一番最初のところに、「不当な差別的取扱いの禁止」と

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 7 回）

書いていて、その後に「市と事業者は」と書いてあるので、これについては市も守らなければいけないということですよ。そこだけ確認したいです。

会 長 確認ということなので、事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋です。  
(高橋課長) そのとおりでございます。

会 長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、最初の 6 人の委員の皆様、よろしいでしょうか。具体的な表現ということで、諸橋委員、何かありましたら、後から連絡を速やかにしていただくということで、考えていただいてよろしいでしょうか。

では、6 人の委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、高橋望委員、それから目黒委員から手が挙がりましたので、最初に高橋望委員、お願いします。

高橋（望） 個人的なことかもしれませんが、橋浦委員の話聞いて、実は私も 7 月に同じような体験があって、職場に 1 週間ほど行けなくなったんですね。そのときに、私が言う立場ではないかもしれないのですが、やはりどうしたらいいかなってすごい悩んで、自分の障害のことを、まず職場の方が知っているかということを確認したら、知っているようで知らなかったということが一つありました。そのときに就労支援センターというところに行って、自分の障害の特性をいろいろ書いてもらい、自分はこういう者ですという取扱説明書というのをつくって提出したところ、だいぶ環境が変わったんですね。なので、私の言い方も差別になってしまうのかなと今少し考えながら話しているのですが、何か仙台市のほうでも、表現が難しい場合であったら、例えば知的障害の方はこのように工夫するともっと住みやすくなりますとか、発達障害の人は見た目はわからないけど、実はこういうことに苦労していて、こういうふうにやればできますというように、周りから見たら悪い面しか見えないかもしれないけれど、やはりよい面も書くことで世間の見方とかが変わるのかなとつくづく感じたので、発言させていただきました。

会 長 高橋委員、ありがとうございました。  
では、目黒委員、お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。

「医療を提供する場合」の 2 番目のところ、先ほど治療に結びつかないなどといった話があったところについてですが、実は私の弟は精神障害でして、それで病院にしばらく入院をしていたのですが、そのときに、「法令に特別の定めがある場合を

除き、障害者の希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離すること」と書いてあるような文章を見ると、では差別したのは私なのかと、いつも思うのです。私は入院をとおしてちゃんと治療をして、治ってほしいと思うから一生懸命やって、それもただの簡単なことではなく、ものすごく苦勞して入院させたんですね。本人は病気じゃないって言うていて、それを希望しないって言うことですね。それでも、希望しなくたって、入院して、その治療をするための時間を病院で過ごさなくては治らないという場合だってあると思っていて、先ほど諸橋さんが言うてくださったように、定めのある場合を除き、治療に結びつかない長期間の入院といった文言だと、納得できるなと思いました。ずっと私が差別していたのかって思いながら、自由を制限したのかってずっと思って、でもそれは誰も協力してくれないし、すごく苦勞して入院させたから、そのような一文があって、自由な行動を制限することとなると、納得するなと思います。

会 長 目黒委員、どうもありがとうございます。諸橋委員、お願いします。

諸 橋 委 員 健常の方より、やはり社会的な差別などが背景にあるのだと思うのです。ですから、ここは希望しないとかが、そういうことではなく、「不必要な治療又は長期の入院」などというように表現を変えたほうがいいのではないかと思います。また、少し理解不足のところを確認したいのですが、「法令に特別の定めがある場合」の「特別の定め」というのは実際にあるのでしょうか。

会 長 岩館委員、お願いします。

岩 館 委 員 国見台病院の岩館です。

この文章を書いた方は、おそらく精神保健福祉法のことを想定していると思うのです。要するに、例えばご本人は入院を希望しないが、精神保健福祉法という法律で強制的に入院させることができるということで、その法律において保障されているといえますか、そのことを言っているのだらうと思います。ですので、この文章については、明らかに精神科を想定して書いてある文章だなとも思っていて、このままで本当にいいのかなという気持ちが少しあります。

会 長 はい、ありがとうございます。  
関連で、黒瀧委員、それから鈴木委員に行きます。黒瀧委員、お願いします。

黒 瀧 委 員 みどり会の黒瀧と申します。

今のご意見について関連的な発言です。私の場合は、精神障害に関する差別というのは、一番は言葉の暴言であり、健常者の方はそれが当たり前だと使っている言葉でも、精神障害の方にはすごく辛く、それでうつになってしまったりという状態

になることが多く見受けられます。これは、健常者の方でも今はすごく多いですね。

また、今、岩館先生がおっしゃってくださったところで、本当に精神科だけを特定とした考えでこの文面ができていのかと私もすごく思いました。これは精神科だけではなく、全体的な医療現場として捉えるような文面にさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

会 長 はい、ありがとうございます。では、鈴木委員、お願いします。

鈴木（直） 西仙台歯科医院の鈴木と申します。

委 員 私も少しこの「医療を提供する場合」というところについて、精神にすごく偏っていて、どうなのかなと違和感を感じていました。以前、中村晴美委員からだと思えますが、この会でお話が出た、市から市民健診の通知が来て、健康診断を受けたくても、受けることができないということについてずっと考えていたのですが、例えば教育と同じように、ここの中に「必要と認められる健康維持への支援を受ける機会を提供しないこと」というような、もう一つの文を入れたらどうかなと思いました。医療の提供拒否ということは、それは国の法律で決まっていることなので、それをわざわざ入れるのではなく、もう少し、「必要な健康維持への支援」などといった言葉が入るといいのではないかと感じております。

会 長 はい、ありがとうございます。

医療のところでは幾つかご意見いただきました。この点について事務局からよろしいでしょうか。

事務局 いただいたご意見については、検討して、なるべく反映できるような方向で考えたいと思います。

(高橋課長) 今、鈴木委員のおっしゃっていたところについても検討したいと思います。

会 長 はい、ありがとうございました。

中村祥子委員、お願いします。

中村（祥） グループゆうの中村です。

委 員 先ほど市もこの不当な差別的取扱いの禁止について、対象になるということでした。そうすると、少し戻って申しわけないのですが、桔梗委員がおっしゃった、市が管理監督をするということに対する整合性といいますか、これを義務としてやらなければならないというような解釈にしまうと、重いなというか、管理監督はまた別の機関を設けるということになっているので、そこでしっかり言ったほうがいいのではないかと思いました。以上です。

会 長 中村祥子委員、ありがとうございました。  
はい、佐々木委員、お願いします。

佐 々 木 委員 みやぎ脳外傷友の会七夕の佐々木です。  
少し論点からずれるかもしれないですし、ここに反映できることではないのかもしれないので、言うべきかどうかずっと迷っていたのですが、今の目黒委員の意見に私も賛同というか、家族支援のピアカウンセラーとして、やはり一言お話をさせていただきたいことがあります。医療の提供のときだけではなく、福祉サービスを提供する場合にも、やはり障害者の意思だけではなく、家族がとても困っているような、例えば暴力が頻回で、自宅で生活をしてもらうには大変だというようなご相談をよく受けます。そうすると、本人の意思ではなく、やはり福祉サービスの支援機関と家族、また、見かねた、例えば医療機関の方などで入院をしてもらうといったことや、入所施設に入ってもらおうといったように、どうしてもここの福祉サービスの提供と医療の提供をするところでは、障害者の意思に反してというようなことがあると思うのです。障害者が希望しないという表現ですと、その意見はやはり当事者である障害者の意見がまずは第一で、であれば、生活を支える場面など、や周りでいろいろと苦労している家族の大変さや思いというのは、どこでサポートしてもらうのかなということ、少し感じてしまいました。

ですので、もしここに障害者とその家族がというような表現を入れていただけると、また少し違うのかなと思いました。そのように入れていいものなのか、もう少し私の中で整理が必要というか、障害を理由とする差別というところで、そこに家族も含まれていいものなのかということが、今少しわからなくなってしまったのですが、実情としてそのようなことがあるということをお話をさせていただきたく、意見を述べました。以上です。

会 長 佐々木委員、ありがとうございます。  
今のご意見にあった、障害者とその家族というように入れていいものかどうかということについては、委員の皆様からご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、橋本委員、お願いします。

橋 本 委 員 弁護士橋本です。  
私は当事者でも家族でもなく、佐々木委員が日々ご苦労なさっているところは実体験をしていないので、そのような立場からの発言にはなるのですが、私は家族と入れることには反対です。そのように本当にご本人のために頑張っていってやる家族が多数いらっしゃることも十分承知しておりますが、本人とその家族との確執や、ある意味では虐待もありますし、そのような意味ではここは障害者差別禁止ということで、あくまでご本人の立場に立っての条例ですので、私はここに家族という文言を入れることには賛成できかねます。

それから、先ほどの医療のところ、希望しないではなく、治療の必要性があるかないかという文言に変えたほうがいいのではないかという意見も出ていましたが、これについても私としては賛同しかねます。治療を受ける、受けないも、それはご本人が決めることだと思っています。

ただ、先ほどの精神の関係ですと、これは特別な法律において、そこに医療等保護の必要性から、指定医が判断するという特別の枠組みがあった上で、強制入院というものが許されているわけであり、希望しない入院というのは、はっきり言って監禁だと思っています。そのような特別の法律があった上で許されることであり、治療の必要性を誰が判断するのかという問題にもなりますので、やはりそれは本人の意思、考え方を中心に置くべきではないのかと思います。

ただ、ご家族なり支援者の方々が大変ご苦労なさっているという事実はもちろんあるわけなので、それは、家族や支援者の支援というのを、施策の中に、大事な施策の一つとして掲げるべきではないかと思います。そのようなところで、家族のフォロー、支援者のフォローを捉えていくべき問題ではないかと私は思います。

会 長 はい、ありがとうございます。

委員の皆様、ご意見ありましたらいただきたいと思います。はい、杉山委員、お願いします。

杉山委員 条例の会の杉山です。

先ほど黒瀧委員から暴言の話もありましたが、そのような言葉をかけることについて、虐待防止法では、精神的虐待という中に暴言の話が出てきます。また、支援者など関係者が大変だという話もわかります。それについても、虐待防止法の中に、養護者の支援も大事だと書かれているので、ここに虐待云々ということを書き添えてどこに書けるかわかりませんが、書けるといいのかなと私的には思います。

会 長 それで、障害者とその家族というところについての意見はいかがでしょうか。

杉山委員 障害者虐待防止法の中に、養護者の支援ということも大事だと書かれていますよね。そのところもあるので、これは差別禁止条例ですが、ここの中に虐待のことも文言として入るのであれば、そのようなところも網羅できるのではないかと思いますので、発言いたしました。

会 長 すみません、久保野委員、関連でお願いします。

久保野委員 東北大学の久保野でございます。

今のご意見のご趣旨は、虐待防止法のほうには養護者、つまり本人を支える方々のご苦労があるので、その方々に対する支援が必要だということが条文でしっかり



書いてあり、そのようなことの重要性について、今、議論されていて、この条例にも入れると良いのではないかというご意見であったと思います。

そして、今のご意見は、虐待についての文言を先ほどの提案のように入れれば、本人を支える方々の支援ということも入るのではないかというご意見であったと思います。必ずしもそれらがセットではないにしても、どのような言葉を使うのが適切なのかわかりませんが、そのようなことを入れるということもあり得るのではないか、基本的には賛成いたします。

会 長 はい、ありがとうございます。  
岩館委員、お願いします。

岩 館 委 員 国見台病院の岩館です。

私は問題が複雑になるような気がするのですが、家族は入れないほうがいいかと思っています。

ただ、我々が困るのは、ここで障害者と言っていますが、本人が障害者であると思っ  
ているかどうかはわからないということが、実は精神科のほうではあるわけ  
です。これを言い出すと非常に複雑になってしまうのですが、我々が精神疾患を持  
っている人だと思っ  
ている人も、本人はそうに思わないという人がいますので、自  
分は障害者ではないと思っ  
ている人が希望する、しないという、別の次元の話があ  
るのかと思います。障害者差別と言っ  
ているので、既に障害者というものが確定し  
た話で進んでいますが、実際は、おそらく自分では病気や障害者だと思っ  
ていない  
という、だからと言っ  
て閉鎖的な環境にいるというわけではないのですが、そのよ  
うなことがあります。ですので、障害者と障害者以外の人というくりに  
ついて、私は少し気になっていました。初めに障害者ありきとなっ  
ていて、だからこそ差別  
の話が出るのだと思っ  
ますが、また、これを言い出すと複雑にもなるのですが、  
本当に自分が障害者だっ  
てわかっている人と、そうではない人もやはりいるという、  
そのような問題もあるかと思っ  
ています。

会 長 はい。久保野委員、それから黒瀧委員の順でお願いします。

久 保 野 東北大学の久保野でございます。

委 員 まず 1 点、家族について、この医療の提供の文脈で、先ほど出た家族の意思のよ  
うなものを入れるということには反対というのが私の基本的な意見でして、ただ、  
家族の問題として、負担の問題があるというところのご指摘については、先ほどの  
ような対応があり得るのではないかというのが先ほどの意見の趣旨です。

もう 1 点、今出ている、この医療を提供する場についての 2 点目の問題につきま  
しては、整理の方法としては、先ほど橋本委員が整理されたことが、日本の現行法  
で大事にしている枠組みをそのまま説明してくださったことだと思っ  
ますので、こ

ここではやはり障害者の意思あるいは本人の意思に反してとするのが正論だと思います。

その上で、岩館委員がご指摘になった点は、難しい問題をはらんでいるのだとは思いますが、ただ、条例のこの場面でどのように書き込むかという意味では、法令の、お医者さん、医療側を中心に客観的に判断し、精神疾患を有し、精神障害者に当たるかどうかで、本人の意思に反して入院できるかどうかを判断するというように整理されているところに、乗っかってしまうということによろしいのではないかと思います。

結論を言いますと、「法令に特別の定めがある場合を除き」とすると、法令に適合するというだけであれば、障害者の意思に反して医療を受ける、入院その他の医療を受けることを強制し、又は自由な行動を制限することと書くだけで、もしかすると十分なのではないかという気もいたします。

付言しますと、「長期間」というのも、その観点からすると、本当は要らないのではないかと思います。短期間であろうと、本人の意思に反しての入院というのはあり得ないというのは、橋本委員のおっしゃったとおりという気がいたします。長くなりましたが、以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。  
黒瀧委員。

黒瀧委員 精神障害者家族会のみどり会の黒瀧です。

私、結論から言えば、家族についての文言は絶対に入れなくてほしいです。家族会を私 27 年間やっています、いろいろな意見を聞くのですが、家族の立場はすごくつらいのです。自分の家族だから一生見なくちゃいけない、自分が死ぬまで見なくちゃいけないという気持ちで、皆さん、毎日毎日苦労しているわけです。そこにこの文面を見ますと、家族というと、内科的なものや他の難病などではなく、精神障害と一番先に捉えられる可能性が大にあります。すぐに精神障害者の家族と捉えられてしまうということが、第一、一番最初の大きな問題になりますので、家族の立場としては絶対に反対です。

それで、佐々木委員の言葉もすごく私はわかります。皆さんの意見をすごく苦労して聞いてくださっているピアカウンセラーの方の現場など、その方たちの気持ちはすごくわかりますが、家族という言葉は入れないでください。よろしく願います。

会 長 はい、ありがとうございます。  
早坂委員、お願いします。

早坂委員 みやぎ盲ろう児者友の会の早坂です。

家族という言葉を入れるかどうか、私は専門的な知識がないので、反対とも賛成とも言えません。ただ、一つ言いたいのは、自らの意思表示ができない障害者がいるということと、それを読み取るのが大変なので、家族がその意思を読み取っているところもあるということで、そのような部分も反映できるようになるといいかと思えます。

例えば、今は精神障害が中心の話になっていると思うのですが、生まれつき目と耳の両方が不自由な方は、なかなかコミュニケーションを覚えることが難しいです。コミュニケーションをとることができなくて、自らの意思や気持ちを表現したりすることができない方がいます。そのような人の場合、母親などの家族が普段の生活の中で、その人の様子を見て、こういうことを言いたいんだなということを読み取ったりしているのですが、それが何を言いたいのか、何を伝えたいのかがなかなかわからないという苦勞もあるのです。そのような方がいるということを一つ言いたいと思い、発言しました。以上です。

会 長 早坂委員、ありがとうございます。  
川村委員、お願いします。

川村委員 かわむらこどもクリニックの川村です。

今の「医療を提供する場合」の 2 番目の項目の原文についてです。この医療を提供する側に、精神障害だけをここに入れているというのは少し違和感を感じるのですが、例えば「隔離」という言葉を法律上に照らし合わせますと、精神保健福祉法以外に感染症予防法という法律がございます。つまり、結核の患者、最近では MERS など、そのような患者さんを隔離しなければならないという法律がございます。

このもともとの文章において、「法令に特別の定めがある場合を除き」とあり、そして最後に「隔離」という文言で結んでいるというのは、ある意味そのような法律のことも配慮されてのことではないかと思うのです。例えば結核の患者は自由な行動を制限するだけでいいのかなど、もともとの文章の意図をもう少し理解していただく必要があるのだと思います。ですから、この医療という領域における、このようなものであれば、幅を広げて対応できるというような、そのような意図がここには入っているのではないかと思いますので、この辺を事務局で確認していただければと思います。「特別な」の「特別」というものが一つの法律だけであれば、法律名をここに記載すればいいだけでありますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

会 長 はい、川村委員、ありがとうございます。

まず、今の議論は、佐々木委員の迷っています、悩んでいますというご発言から始まったものでしたので、まずそのことについて佐々木委員、いかがでしょうか。

- 佐々木委員 いろいろご意見ありがとうございました。  
橋本委員のおっしゃることも、私もそこを懸念してしまっていて、障害者本人の意思というところをやはり大事にすべきではないかということ。ただ、家族や支援者のところを放置しておくことによって、いろいろな問題が波及していき、家族が虐待をしてしまうということにも、逆を言えば及ぶのではないかなということや、また、先ほど早坂委員がおっしゃってくださったように、本当にすごく根本的な問題であって、自己決定という言葉は本当にすばらしいと思うのですが、自己決定できない障害をお持ちの方もいらっしゃるということで、その認識ができないような、例えば高次脳機能障害の方で、本当に大変な病気になっていること自体を認識できないような方などは、どのようにしていけばいいのかということにも疑問を感じておりました。しかし、ここの中で取り上げるというのは、先ほども申し上げましたように、少し違うとは思いますが、ですので、今回の家族についてのところは、やはりこれは障害当事者の差別ということだと思えるので、入れなくていいと思います。以上です。
- 会長 ありがとうございます。  
この医療を提供する場合の 2 番目については、いろいろな方々からご意見をいただきました。事務局で確認すべきではないかというご意見もいただきましたので、この辺について事務局から何かありますでしょうか。ほかの委員の皆様のご意見も含めて、お願いします。
- 事務局 (高橋課長) 委員の皆様のご意見の趣旨を踏まえまして、反映できるところは反映しますし、また、このままという場合もあると思いますが、検討させていただきたいと思いません。
- 会長 では、事務局では検討させていただきたいということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。  
進行の進め方でこの 6 のところにかかなりの時間を費やしてしまいました。申しわけありません。  
次は、7 番の合理的配慮の提供についてのご意見をいただいてよろしいでしょうか。では、7 の合理的配慮の提供について、ご意見のある委員の方、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。31 ページです。よろしいでしょうか。  
では、また戻ることもあるかもしれませんが、8 番に一度移ります。8 基本的な施策について、ご意見をいただきたいと思えます。  
なお、ご発言の際には、発言の際に留意いただきたい点にご配慮いただけますようお願いいたします。  
このところでは、まず高橋望委員、ご意見をお願いします。

高橋（望） 高橋です。8 「基本的な施策」の1番目の「啓発活動及び交流の推進」というところで、私自身が今、個人的に交流活動をしていることがありまして、いろいろな障害の方と一緒に研究会を開いています。その研究会というのは、5人位いて、平成27年4月位から始めました。順番に自分の障害のことや、障害で不便を感じていることについて話しています。また、その後5人で議論をして、解決策を立てています。そのうち、何個かは解決しました。

啓発活動としては、仕事についてのシンポジウムもあり、2、3回位、皆さんの前でお話をしたことがあります。最近では特別支援学校の先生に向けて、自分の障害について2時間ほどお話をさせていただきました。話をすることで自分が元気になっていたり、また、にこにこ周りの方が受け入れてくれたように感じました。中には、メモを真剣にとってくださっていた方がいて、その様子を見たり、障害という人をどのように扱っていいのかわからないという方から、気づかなかったことを気づいたという感想をいただいたときには、本当にうれしく思い、自分の発言したことで、こんなふうに思ってくれたんだと、自分も感動しました。

自分ができるとは何だろうと考えた結果、私にできることは発言するという方法で、障害というものを市民の皆さんに理解していただくことかと思ひ、活動をしています。以上です。

会 長 はい。高橋望委員、ありがとうございます。

実践的な活動の経緯についてお話しいただきました。市民の方々への理解も広がるということは、とても大事なことだと思います。なお、その活動もこれからも大事にしていきたいと思ひますし、また、この条例関係の活動ということでも、よろしく願ひいたします。ありがとうございます。

では、委員の皆様、8の「基本的な施策について」、ご意見ある委員の方、はい、坂井委員、願ひします。

坂井委員 エイジェックフレンドリーの坂井です。一番最初の四角枠に囲まれた丸の中の文言についてです。「障害者への理解の不足」となっているのですが、理解不足で十分わかるのではないかと思ひました。実は4番もこれと全く同じ使われ方をしていますので、そちらも併せて、もし対応できるようであれば、それで意味が正しく通じてるようであれば、直していただければと思ひます。以上です。

会 長 はい。文言の指摘、ありがとうございます。また、それについては何人かの委員の方からご意見いただいた後に、事務局からコメントをいただこうと思ひます。ありがとうございます。

「基本的な施策」について、委員の皆様からご意見ありましたらいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。では、杉山委員、願ひします。

杉山委員

条例の会の杉山です。

5番の市、事業者、市民の責務の市のことについて、ここで言うことかわからないのですが、私たち条例の会でよく話すこととして、市の職員がやはり障害に対してちゃんと理解していないとだめなのではないかという話があり、基本的な理解こそ、市の職員にちゃんとしてもらいたいという意見が必ず出ます。

それと、前の資料の中で、この協議会の委員からの意見でも、市の職員こそ見識が必要なのではないかというような意見を書かれたこともありますので、どこでそのことについて言えばいいかなと。仙台市の自立支援協議会に私も傍聴者として行っているのですが、事務局として出席されている仙台市の障害福祉関係の職員さんが、この障害者施策推進協議会と自立支援協議会とでは明らかに違うと感ぜられるのです。この差別的条例は、障害企画課だけでやればいいというものではないし、できればこの障害企画課だけではなく、障害者支援課やもっとほかの課など、そういうところでもちゃんと話を聞いてもらいたいと思っています。この条例は障害者だけやればいいので私たちには関係ないと思っている職員がいるとすれば、その職員の理解はますます難しいことになるので、そういうところについてなんとかならないものかというのが私の意見です。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

では、これまで意見をいただいた委員の皆様のご意見に関しまして、坂井委員は文言のことということです。それも含めて、事務局から何かありますでしょうか。

はい、事務局、お願いします。

事務局  
(高橋課長)

障害企画課、高橋です。

まず、坂井委員がおっしゃったことについては、文言の整理の中で検討させていただきたいと思います。

それから、杉山委員がおっしゃっていた、まず出席者については、障害に関わる2課4公所、それから区役所の障害高齢課長、支所の保健福祉課長が今出席をしておりますので、自立支援協議会に出席している人たちと同じです。各係長も出席しており、全部の会議に皆さん出席いただいていますので、そこは関係ありませんというようには思っていないはずですが、ただ、そういうご懸念を抱かせてしまうというようところが市の職員にあるとすれば、そこは大いに反省しなければいけないですし、この条例ができることで、そこは改めてそのような見方をされるという面もあるのだということは、大いに自覚をしなければいけないのではないかと思います。

ただ、一方で、理解が進んできているところもあるのかなというところも感じているところですが、一つは、ひとにやさしいまちづくり条例という大切な条例があり、歴史を重ねていくことで、ハード面のところではかなりできているところもあるのではないかと考えておりますし、今まで至らなかったところまで思いを馳せながら、

やるところもあるかと思いますが、今、杉山委員からいただいたところについては、肝に銘じて取り組みたいと思います。

会 長 杉山委員、よろしいでしょうか。それから、坂井委員、よろしいでしょうか。  
はい、桔梗委員、お願いします。

桔 梗 委 員 今、杉山委員からご発言があったことと、事務局からご意見いただいたところについて、先ほど私から5番の市のところについて、行政の施策に対する指導と監督という言葉をご提案させていただきましたが、いま一度ここを読み返して見ると、「市は基本理念に則り、事業者及び市民が障害及び障害者に対する理解を深めます。」というところで、一文、まず丸をつけていただいて、それで障害による差別を解消することと、ともに安心して暮らす共生社会の実現のための必要な施策を計画的に実施することとあります。その施策の計画というところには、今、杉山委員がおっしゃったようなところも、今までのヒアリングの中では多々出てきていた部分だと思いますし、やはりその施策を計画的に実施する、計画をして実施するということは、仙台市という行政の各関連機関においても、それに対する施策を実施することになりますので、それについて包括的に、指導と監督がなされると考えていました。先ほど事務局のほうでも休憩時間に確認いただき、私はそのような意味で発言していますということで、ご理解いただいたと思います。

今のところ少し難しくなるのかもしれませんが、深めますというところで、丸で1回切ってもらって、施策の計画と計画を実施すること、また、その施策に対して指導と監督を行っていくというところも、こちらの責務と役割のところに入れていただけると、じっくりくるかなと再度思いました。

会 長 はい、ありがとうございます。  
はい、事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋です。

(高橋課長) 今、桔梗委員がおっしゃったのは、市役所内部としてきちんと取り組むということなので、ここの責務のところには指導、監督ということを入れると、市が外部の方に対して指導、監督をするというような意味になります。ですので、桔梗委員がおっしゃったような、市役所としてきちんと施策が展開されているか、各部署においてきちんとやられているのかどうかということについては、これは障害保健福祉計画の進捗管理にも通ずるところであり、その中でやっていくのだと考えていますので、この役割のところには書くのは、なじまないのではないかと思います。

会 長 桔梗委員、ありますか。

桔梗委員　　私がお話したいことの趣旨は、先程、杉山委員から行政能力のお話が出ましたが、あくまで行政内部ということだけに限って、先ほどから指導、監督という言葉を提案しているわけではなく、施策の計画というのは、広範に渡り、委託事業者の事業であったりというところも一つの施策になると思いますし、また、こちらの協議会のほうでいろいろなことに取り組みを行うということも施策の計画だと思っています。それに対する指導、監督をしていくところについて、法律的には書いてあることであったとしても、やはり行政内でもあったほうがいいのではないかと思い、提案していました。

事務局  
(高橋課長)　　障害企画課、高橋です。  
桔梗委員がおっしゃりたい趣旨はわかりました。

会　　長　　では、そのことも踏まえて、検討をきちんとお願いいたします。  
ただいま基本的な施策についてご意見をいただいているところでございますが、よろしいでしょうか。  
次に、9番目の「差別に関する相談等」について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。  
会の初めのころ、事務局から、皆様のご意見などを踏まえて修正した箇所について、説明がありました。そのようなところを中心にご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。はい、坂井委員、お願いします。

坂井委員　　エイジェックフレンドリーの坂井です。  
また文言についての意見になってしまうのですが、下から4つ目の、「調整機関は、助言又はあっせんの結果、必要があると認めるときは、市長に対して必要な措置を講じるべきことを勧告するよう求めることができる。」と書かれているところの表現について少し引っかかかっていて、「必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができる」とか、もしくは「必要な措置を講ずるよう勧告することができる」といった表現を考えていました。一応提案です。

会　　長　　はい、坂井委員、ご提案ありがとうございます。  
後でまた事務局で整理していただくところでございます。ほかに委員の皆様から、差別に関する相談などについてご意見などありましたら、いただきたいと思います。いかがでしょうか。  
はい、杉山委員、お願いします。

杉山委員　　条例の会の杉山です。条例の会としては意見書を出していて、その2番がこの「差別に関する相談等」のところです。先ほどそのような意味ではお答えいただいているのですが、あえて言いますと、私たち条例の会としては、もう少し相談機関のこ



とについては具体性がほしいです。また、見直し規定は、やはりモニタリングするとは言っていますが、ではどのようなときになったらモニタリングをするのかということが具体的になっていないと、仙台市の考えだけでモニタリングするかどうかということが決まってしまう可能性が非常にあるのではないかと危惧しています。そうすると、私の意見を言いますが、市民協働の条例のように 15 年何も検討されていなかったという条例も実際にあるわけなので、やはり期限を区切って見直しをしていかないといけないと思っています。例えば差別に関する相談のところも全然具体的ではないので、3 年後に見直しをするということが書いてあれば、そこでもっと踏み込んだ書きぶりかできるのかもしれないですし、ほかのところで問題が起きたところを修正できることもあるのではないかと思うので、期限つきというか、時限を、見直し規定を入れてもらいたいと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。  
諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 一つだけ、もう少し具体的に書いてもらいたいところがあります。調整機関はどのような人たちが構成するかということがあったほうが、わかりやすいかと思えます。一般的に第三者や中立といった場合、ではその第三者であり中立である人、裁定をする人は、障害当事者が入るのかとか、あるいは事業者なり、行政なり、そのような人たちが構成する調整機関などというように、果たす役割にプラスして、どのような人たちがその役割を果たすのかということをはっきり出されたほうがいいのかと思います。

会 長 はい、ありがとうございます。  
ただいま坂井委員、杉山委員、諸橋委員から、確認も含めてご意見をいただきました。この点について事務局、いかがでしょうか。はい、お願いします。

事務局 障害企画課、高橋です。  
(高橋課長) まず、坂井委員のおっしゃったところについては、検討させていただきたいと思えます。

杉山委員がおっしゃったことについてですが、まず差別解消については、障害保健福祉の施策として展開していくわけですね。ということは、計画のモニタリングの役割を持っているのは、まさにこの協議会なわけであり、その中で見ていくということですね。毎年、毎年。市民協働のお話がありましたが、これについてはほったらかしておいたということではなく、社会の情勢が大きく変わってきたので、この機会に見直しましょうということで見直しを行ったわけであり、規定がないから 15 年ほったらかしというのは、それは話が違ふと思います。仙台市においては、必要なときは必要な見直しを行うということによってやっていくわけですね。ですので、そこはき

ちんと正しくご理解いただきたいと思います。

また、諸橋委員がおっしゃったことについては、わかるのですが、ここについては、ほかにも先行している事例などを見ますと、いろいろなやり方があります。そこについては余り縛られないような形にしておきたいというか、実際にこれから事例を積み重ねながら、どのような方法がいいのかということを検討していく必要があるのだと思いますので、今の段階としてはこの書き方がいいと思っています。

会 長 はい、ありがとうございます。

委員の皆様、よろしいでしょうか。はい。では、白江委員、お願いします。

白江委員 白江です。

見直し規定については、毎年、毎年モニタリングするというか、何かあれば見直すということですが、解消法でも 3 年後の見直しを明記しているわけですので、それに歩調を合わせての今回の条例制定だと私は思っていました。であるならば、それに合わせて、規定を設けても別に問題はないのではないのかと考えます。見直し規定があるからといって、不都合になるわけではないような気がします。

それから、調整機関については、今の課長の話の話を聞いていると、仙台市としては今現在では余り具体的なイメージを持っておられないという印象を少し受けたのですが、その縛られたくないという意味がよくわからないので、その辺について教えていただけますでしょうか。以上です。

会 長 確認ですね。事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋です。

(高橋課長) 具体的なイメージを持っていないわけではないのですが、気持ちとしては、運用しながら形づくっていくものなのではないかと本当に思っているところなのです。最初から 15 人にしましょうとか、3 人にしましょうということではなく、ですので、構成があるとわかりやすいのだとは思いますが、今の段階ではこのような形でどうかと事務局としては考えています。

会 長 白江委員、手が挙がりました。お願いします。

白江委員 今やっても押し問答になってしまうので、これ以上私は言いませんが、逆に言うと、これからということで、その都度、この障害者施策推進協議会の場がいいのかどうかはわかりませんが、そういった相談をしながら考えていくというような理解でよろしいのでしょうか。単に内部で決めて、こうなったという結論だけではなく、そのような何かしら協議の場が設けられるというようなイメージでよろしいのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋です。

(高橋課長) 協議をするということにはなりません。こういう形でやりますという報告はさせていただくようになると思います。

会 長 白江委員。

白江委員 これ以上、ここで時間はないので、これ以上は申し上げません。

会 長 はい、ありがとうございます。

中村祥子委員、その次に杉山委員、お願いします。

中村（祥） グループゆうの中村です。

委 員 見直し規定を書くことで、一応、形を整えて始まり、そして見直し規定があるからということを変えていくというように、十分にクリアな方向性にしていただきたいと思います。誰が決めたのかわからないものが推進されて、それについて意見があっても、見直し規定がないので変えられないということになる可能性があると思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 杉山委員にご発言いただいてから、その後で、先ほどの見直し規定のことも含めて、事務局よりお願いします。

杉山委員 条例の会の杉山です。

モニタリングの話について、毎年モニタリングはするんだという話があったので、毎年何らかの形でモニタリングをしようと思っていたところ、先程の白江委員との意見交換、会話の中で、報告だという話が出ましたが、モニタリングとは報告だけではないと思うのです。ちゃんと評価して、これでいいのかどうかというのがモニタリングであり、報告はモニタリングではないと思うのです。

会 長 確認です。事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋です。

(高橋課長) 今、杉山委員がおっしゃったとおりです。計画についても、ただ報告ではなく、報告し、評価してということはこの協議会でしていただいていますので、その流れでやるということです。ただ、先ほど白江委員は協議とおっしゃったので、協議だと少し違うということで回答させていただいただけです。

会 長 それから、中村祥子委員のお話がありました、事務局、お願いします。

事 務 局 先ほどの中村祥子委員のご発言の趣旨がよくわかりませんでした。誰が決めたの  
(高橋課長) かわからないものを直すことができないといったようなお話でしたでしょうか。

会 長 中村委員、お願いします。

中村（祥） 調整機関の設定ということがどのような形か見えないということに関して、一応  
委 員 形を決め、そして見直し規定も盛り込み、もし不具合があれば見直し規定の期間中  
に調整機関も変更できるというように、最初から形のないものでやり始めるという  
よりはある程度決められた形の中でやっていき、見直しをしていったらどうかとい  
う発言でした。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。初めから形がないもので始めるということに関し  
ては、そうではないので、その辺のところを事務局、具体的にお話してください。

まずは始めて、そしてそれについて柔軟に対応していくためには、しっかりここ  
に最初に書き込むとそれが縛られるので、というお話の趣旨だったように思いますが、  
具体は進むんですね。施行とともに。その辺のところについてもう一度、確  
認のため説明をお願いします。

事 務 局 形がないわけではなく、4月からきちんと運用できるように形づくって始めるつ  
(高橋課長) もりです。ただ、ここのところについては、何人とか、そのように書いていないだ  
けです。

会 長 よろしいでしょうか。ほかに委員の方から何かありますか。  
では、諸橋委員、お願いします。

諸 橋 委 員 課長がどのような考えなのか、私もよくわからないのですが、私は何人というよ  
うに書く必要は逆にはないと思うのです。ただ、調整機関を設置するからには、その  
構成だけでも出しておいたほうがいいのではないかと考えます。例えば「紛争解決  
のための調整機関を設置する」の前で、「目的とし、市、障害者、あるいは事業者等  
の代表をもって紛争解決のための調整機関を設置する」などという感じで書かれる  
といいのかと思います。今の例えについて、いや、そういう構成ではないんだとい  
うことであれば、それはそれで決めた形で、今ではないにしても、出していただく  
といいかと思います。

会 長 事務局、お願いします。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 7 回）

事務局  
(高橋課長)

障害企画課、高橋です。  
今の諸橋委員のご趣旨であれば、検討させていただきます。

会 長

はい、では、それは検討するということでよろしいでしょうか。

では、9 差別に関する相談等について、委員の皆様のご意見はいただいたということでもよろしいでしょうか。今、次第の 3 を中心に、その中の 9 まで来ました。次は、次第の 1、2、4 も含めて、全体的なところについて何かございましたら、委員の皆様からご発言いただきたいと思います。はい、白江委員、お願いします。

白江委員

すみません、聞き漏らしたのかもしれないですが、見直し規定については、どうしてもやはりだめだということでしょうか。

会 長

事務局、お願いします。

事務局  
(村上部長)

事務局の村上です。

見直し規定については、先ほど白江委員から、法律のほうでも入っており、今回のこの条例の中に入れても特に不都合はないのではないかというご意見をいただきましたが、前回の協議会の中でも話があり、見直し規定がなくても必要であれば見直しは当然ですといったお話をさせていただきました。全部網羅的に調べたわけではないのですが、市の条例の中で、類似の形で見直し規定があるのかどうかを調べたところ、最近出ている条例の中でも、そのような見直し規定を入れているものがほとんど見当たらないということがありました。見直し規定については、今のところ入れない形にさせていただき、国の法律が 3 年後の見直しの段階でどのように変わるかはわかりませんが、そこで不都合が生じたりなど、社会情勢が変わったときには、当然、見直したいと思っておりますが、規定の中には入れる必要はないのではないか事務局は考えております。

会 長

白江委員、お願いします。

白江委員

白江です。

ほかに先例がなければ、先例になるような条例になるといいなと思いますので、ぜひ検討してください。以上です。

中村（祥）  
委 員  
会 長

私もそう思います。

では、事務局、お願いします。

事務局

事務局の村上です。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 7 回）

(村上部長) この条例の目指すべきところについては、おそらく委員の皆様の様々な思いがありかと思いますが、目指すべき方向はおそらく共通しているのではないかと考えております。その目指すべき方向が違ってくるといえることはないような形で、必要な対応はしていきたいと考えております。

会 長 はい、ありがとうございます。  
委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。ほかの委員の皆さんもよろしいですか。では、時間も迫っておりますので、杉山委員、よろしくお願いいたします。

杉山委員 条例の会の杉山です。  
スケジュールの確認になるのですが、今日は中間案を話し合っているんですね。それで、この中間素案に棒線を引いたりしているものが、中間案になるのでしょうか。資料としては中間素案のことしか出てないものですから、中間案はどのようなものか確認したいと思います。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) 資料が見にくいのですが、この中間素案の「素」という字は消してあります。ですので、今回のこの資料は中間案ということでお出ししております。

会 長 よろしいでしょうか。  
では、この 1 から 9 までのほかに、ご意見等ございますでしょうか。はい、杉山委員、お願いします。

杉山委員 条例の会の杉山です。  
もう一つ、スケジュール的なことで確認したいのですが、資料 3 の 4 番に、条例についての説明会とあって、各区において説明会をするということですが、これも 10 月中旬から 11 月中旬までの間でやるのでしょうか。それと、前回話したのですが、各福祉事業所というか、団体とは今回はやらないのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 (高橋課長) 障害企画課、高橋です。  
説明会については、パブリックコメントの期間の中でやる予定にしています。  
それから、団体さんとの意見交換会的なものについては、今回は予定していませんが、説明会のほうにぜひおいでいただきたいということで、ご案内をしたいと考えております。

杉山委員 条例の会の杉山です。具体的な日にちを早目に教えていただかないと、なかなか行くのも大変かと思うので、具体的な日にちを早く教えてもらいたいと思います。

会長 とても大事なことです。具体的な日にちはなるべく早くお示しいただくようお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。目黒委員、お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会が目黒です。

5 番目の市民の役割のところについて、前回のお話で、市が一番上に来て市民が一番最後という順番のことは一応納得したのですが、この市民のところで、「市民は、基本理念に則り、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するように努めること」とあり、何回読んでも、何か緩いなという印象を受けます。それで、同じ緩い表現なのであれば、「理解を深め」の後に「心豊かな市民になるように努めること」など書いても、別に構わないのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。市民の方に伝わる表現をということだと思います。そのようなことも参考にさせていただきながら、後から整理していくということによろしいでしょうか。

以上のようなことで、予定の時間をはるかにオーバーしてしまったのは、また私の進め方の問題だと思いますが、全体を見渡して、皆さんからほかにご意見等はよろしいでしょうか。はい。では、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 桔梗です。時間が押しているところ申しわけございません。確認を一つさせていただければと思います。

31 ページの「障害者を雇用する場合の不当な差別的取扱い」のところ、雇用者に対する「差別的取扱いの禁止等」というところについてです。これは条例というより、たしか雇用促進法の条文がそのまま載っているような格好であったと思うのですが、雇用促進法などを今まで勉強してきたところでは、規模などについて載っていたかと思います。この条文の書き方でここが入ってくる時に、義務づけや禁止ということですので、規模は関係なしに事業者さんはこれに取り組んでほしいというところは、私ももちろん気持ちとしてあるのですが、ただ、この中で規模などについて何も設けずに、「提供を拒むこと」とあり、言葉の結びが少し強烈かなと思いました。事業所さんの立場になって、これをやっていくというところで、余り厳しいことを強くないというような意見も、この協議会の中ではあったような気がするのですが、その障害者との関係づくりというときに、雇用する事業者との関係性を考えると、言葉ではっきり代案を提案できないところが申しわけないのですが、少し言葉が厳しくはないかと感じました。

会 長 ただいまの桔梗委員のご懸念に関しまして、規模というところが、雇用促進法でうたっていましたでしょうか。確認です。事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋です。  
(高橋課長) 規模は関係なかったと思います。

会 長 雇用促進法の中に規模についての記載はなかったと思うということでした。  
そのほか、委員の皆様からよろしいでしょうか。

では、ただいま、表現上のことも含めて本当にいろいろなご意見をいただきました。そのようなご意見を踏まえ、今日は大坂副会長はいらっしゃいませんが、大坂副会長とそして事務局と調整を図った上で、最終的な中間案として取りまとめたいと考えております。そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

その後は、資料 3 のスケジュールのところにありますように、条例のあり方の中間案について、10 月中旬から 11 月中旬までパブリックコメントが行われます。そして、11 月 30 日の協議会ではパブリックコメントの結果を踏まえ、いよいよ条例のあり方の答申案を協議する段階になると思います。

なお、答申案の議論については、11 月 30 日の後、もう 1 回、12 月下旬にも予定しております。そのようなことですので、皆さん、お忙しいこととは思いますが、とても大事な条例でございますので、よろしく願いいたします。

#### (5) その他

会 長 それから、次第のところにはその他とございますが、その他について、委員の皆様から、何かありますでしょうか。はい、佐々木委員、お願いします。

佐 々 木 みやぎ脳外傷友の会七夕の佐々木です。

委 員 もう時間も過ぎていくところではあるのですが、最近感じていることで一つだけお話をしたいことがあります。

この条例を検討していくに当たり、様々な機関や団体さんのほうにヒアリングを行った際、交通機関への課題や問題というものがかかなり多かったように思うのですが、自分が交通機関を利用する際、最近ずっと意識をしてきたことがあります。皆さんもお感じかと思うのですが、最近、地下鉄の改札のところに駅員さんが立っていて、特に私と杉山委員が乗る駅では必ず立って挨拶をしてくれていて、挨拶一つでとても身近に感じるなと思っていました。ただ、挨拶を返す人は少なくて残念なのですが、また、これだけでこれまでの差別的なことなどの課題や問題が解決するわけではないと思うのですが、私が今ちょっとやっていることとして、とても丁寧に体が揺れないような運転をしてくれる運転手さんや、すごく丁寧にマイクを使って案内をしてくださる運転手さんのバスに乗ったときは、降りるときに「すごく



丁寧で助かりました」とか、「乗りやすかったです」という一言を言って降りるようにしています。また、実は運転手さんの名前を書きとめていたりしていて、後で市バスや宮城交通に言ってみたいなと思っています。あまりよろしくない対応の運転手さんへのクレームを言うよりも、こんな運転手さんが増えてくれたらいいと思うことのほうを伝えるというほうが、もしかするとちょっと効果的かなと最近思っています。

挨拶を「おはようございます」と言ってくくださったのに対して、私が「おはようございます」と大きい声で返すと、次に「行ってらっしゃいませ」と言ってくくださるんです。そこにも「行ってきます」と返すと、「お気をつけて」までついてくるんです。挨拶してくくださった方に挨拶を返した私もすごく気持ちがよくて、ほかの返さない人より、ちょっと私得したなって、「気をつけて」「行ってらっしゃいませ」まで言ってもらっちゃったと思っています。そういうところから住みやすい仙台になっていったらいいなと最近思っています。それをぜひお伝えしたかったですし、ぜひ皆さんもやってみてください。「おはようございます」と返すと、次にも言ってくくださるので、最終的に「お気をつけて」まで言ってくくださるので、得しますのでもやってみてください。以上です。

会 長

とても大事な体験、本当にありがとうございます。

それでは、その他については事務局からありますか。ないですか。

では、本日の議事については、この辺で終了とさせていただきたいと思います。本当にまた時間を超過してしまいましたが、大事なご意見をいただいてありがとうございました。マネジメントをしっかりとできればよかったなと思います。最後にお詫びを申し上げて、私の役割を終わらせていただきます。

では、事務局お願いします。どうもありがとうございました。

(5) 閉 会

署名人

目黒久美子

